

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十一号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の項中「財務課」を「政策戦略課」に、「事務局長」を「事務局長 課長」に改める。

別表第二本庁の項中「財務課」を「企画財務課」に改める。

別表第五出先その他の機関の項中

小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

を

義務教育学校	校長 教頭
--------	----------

に改める。

別表第六出先その他の機関の項中

小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

--

に改める。

--	--

を

義務教育学校
校長 教頭

別表第九出先その他の機関の項中

--

に改める。

--	--

を

義務教育学校
校長 教頭

中学校	小学校
校長 教頭	校長 教頭